

敬愛大学における公的研究費の執行に係る不正な取引に関与した 業者への取引停止の処分指針

(目的)

第1条 この指針は、敬愛大学（以下、「本学」という。）の教職員が行った公的研究費の執行・運用に関わり不正に関与した業者について、取引停止処分の取扱いを定め、もって公的研究費の適正な執行・運用を担保することを目的とする。

(業者が行う不正運用への関与)

第2条 業者が行う不正への関与とは、公的研究費によって備品・物品等の購入、又は委託業務等の取引を行う場合、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札又は見積にあたり、競争入札妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした場合。
- (2) 本学又は本学に所属する研究者との契約にあたり、必要として求めた調査資料に、虚偽の申告をしたと認められる場合。
- (3) 研究費を本来の用途外に運用することを目的として、取引内容を偽装もしくは架空の取引を行った場合。
- (4) 取引内容を偽装もしくは架空の取引をすることにより、預け金等として研究費の管理を行った場合。
- (5) その他、不正に関与したと認められる場合。

(取引停止)

第3条 取引停止とは、本学又は本学に所属する研究者との契約・取引にあたり、業者とすでに締結している契約・取引を解除すること、又、以後、一定期間、あるいは無期限に契約・取引を行わないことをいう。

(取引停止措置)

第4条 業者の契約・取引が第2条のいずれかに該当する場合には、「敬愛大学における公的研究費の運営・管理に関わる規程」第17条に基づき、本学の常務理事会が当該不正業者への取引停止等の処分を行うことができる。

(規程の改廃等)

第5条 この規程の改廃については、大学評議会及び教授会の議を経なければならない。

附 則

この指針は平成26年7月1日より施行する。